

友納理緒参与に聞く! 看護職と法律のこと

第3回



日本看護協会参与
保健師・看護師・弁護士

友納 理緒

最近、大声で怒鳴ったり、暴れたりする患者さんやひどいことを言うご家族がいます。どのように対応をすればよいでしょうか。

患者・家族からの暴言・暴力等への対応として重要なことは、個人ではなく、必ず組織として対応することです。医療機関等は、雇用契約上の付随義務として、労働者の生命、身体等を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務を負いますので、率先して対策をしましょう。裁判例（東京地裁平成25年2月19日判決）も、次のとおり、医療機関側の安全配慮義務を認めています。

看護師がせん妄状態、認知症等に

より不穏な状態にある入院患者から暴行を受けることはごく日常的な事態であり、病院としては、看護師全員に対し、ナースコールが鳴った際、看護師が暴力を受けている可能性があることを念頭に置き、担当以外の部屋であっても、直ちに応援に駆けつけることを周知徹底すべき注意義務を負っていた。

そこで、具体的な対策です。まず発生前の対策としては、危機管理体制の整備（マニュアルの策定、対策委員会の設置と開催、相談窓口の設定等）、職員の教育、患者等の意識改革があります。発生時の対策としては、普段からコミュニケーションをとり予兆を見逃さないようにし、予兆を感じた場合には、相手を否定せずに真摯（しんし）に受け止め、複数で対応する体制を整備しましょう。暴力行為の場合には、すぐに他の職員や警備員に応援を求め、必要に応じて警察に通報しましょう。

最後に、発生後の対策です。職員等の安全確保とともに、現場を保全し（必要があれば写真撮影）、時には警察への被害届の提出や損害賠償請求など断固とした法的措置をとることも必要です。そして一番重要なのは、被害者のケアです。状況に応じて業務の調整や休養を検討し、労災の保険給付などが受けられるように対応します。